

熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、野生鳥獣による農林水産物の被害対策事業を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助金の算定)

第2条 補助対象となる事業及びこれに対する補助金額の算定は、次のとおりとする。

補 助 対 象 事 業	補 助 金 の 算 定
<p>1 江津湖カモ被害対策 町が農業協同組合の行うカモ被害対策の経費に対し補助をする場合に要する経費</p>	<p>1/2以内 ただし、1ha当たり4千円を上限とする。</p>
<p>2 サル被害対策 市町村が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条に基づく被害防止計画を作成し、有害鳥獣捕獲の許可を得てサルを捕獲し、「熊本県における野生サル対策方針」に基づいて適正な処置を行った者に対して、捕獲報奨金又は捕獲活動経費を交付するために要する経費（鳥獣被害防止総合対策交付金を活用する場合、当該交付金分を除く）</p>	<p>1/2以内 ただし、1頭当たり1万1千円を上限とする。</p>
<p>3 クリハラリス被害対策 市が行うクリハラリスの捕獲対策に要する経費であって、当該年度の4月から3月までに対象区域内にわな（ベイトを含む）を必要個数設置し、平均120日以上の見回りを行うために要する経費</p>	<p>1/2以内 ただし、わな（ベイトを含む）30個あたり153千円又は、市内の対象区域数に153千円を乗じた額のいずれか低い額とする。 なお、補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費に限るものとする。 1 賃金〔わな（ベイトを含む）の設置、見回り、撤去等に要する人件費〕、旅費〔わな（ベイトを含む）の設置、見回り、撤去等に要する旅費〕、需用費〔消耗品購入等〕、役務費〔通信費等〕</p>

	2 委託料〔前号に掲げる経費〕
--	-----------------

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書の提出期限は、熊本市にあっては環境生活部長が、その他の市町村にあっては各広域本部地域振興局長が、別途定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 環境生活部長又は各広域本部地域振興局長は、規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知を、別記第4号様式により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の変更事由は、補助金の額又は事業計画の変更とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する第5条の規定による補助事業の内容等の変更承認は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは計画変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(事業の補助交付決定前着手)

第6条 補助事業者は、熊本県有害鳥獣捕獲実施要領第5の捕獲計画等に基づき、補助金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合は、あらかじめ交付前着手届(別記第8号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の着手届の提出があった場合、事業の着手が適当と認めるときは、これを受理するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の実績報告は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記第10号様式)
- (2) 収支精算書(別記第11号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 前項までの実績報告の提出期限は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は、補助金交付決定のあった年度の3月31日までのいずれか早い日とする。

4 補助金の全額を概算払により受けた場合における実績報告書の提出期限は、3の規定にかかわらず、事業完了年度の翌年度の4月30日までとする。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第12号様式によるものとする。

(補助金の請求等)

第9条 規則第16条第1項の請求書は、別記第13号様式によるものとする。

2 補助金等の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書(別記第14号様式)及び補助金概算払請求書(別記第15号様式)によるものとする。

(事業実施の報告)

第10条 各広域本部地域振興局長は、補助事業者から第7条に基づく実績報告の提出があった場合は、速やかに事業完了を確認のうえ、事業実績を別記第16号様式により環境生活部長に報告するものとする。

(証拠書類の保管期間)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

令和 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

市町村長

熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書

令和 年度（ 年度）において、下記のとおり有害鳥獣被害対策事業を実施したいので、令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金交付要項第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的

- 2 事業の内容及び経費の内訳

- 3 交付を受けようとする補助金の額及び算出基礎

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他

別記第2号様式（第3条関係）

事業計画書

1 事業実施場所

2 事業の内容

3 事業の実施方法

4 事業に要する経費

円

5 経費の内訳

県費

円

市町村費

円

その他

円

6 事業期間

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

別記第3号様式（第3条関係）

収支予算書		
1 収入		
区 分	予算額 (円)	備 考
計		
2 支出		
区 分	予算額 (円)	備 考
計		

別記第4号様式（第4条関係）

令和 第 号
年 月 日

（市町村長） 様

熊本県知事

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年
度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金については、熊本県補助金
等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付して金 円を交付す
ることに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

別記第5号様式（第5条関係）

令和 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

市町村長

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金
変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった
令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業を下記のとおり変更した
いので、熊本県補助金等交付規則第7条及び令和 年度（ 年度）熊本県有
害鳥獣被害対策事業補助金交付要項第5条の規定により関係書類を添えて申請しま
す。

記

- 1 補助金交付申請額
金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由

添付書類

- 1 事業変更計画書

別記第 6 号様式（第 5 条関係）

令和 第 号
年 月 日

（市町村長） 様

熊本県知事

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金
変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年
度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業の計画変更については、熊本県補
助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により承認し、下記の条件を付して令和 年度
（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金 円（前回まで
の交付決定額金 円）に変更することに決定しましたので、同条第 3 項の規
定により準用する同規則第 6 条の規定により通知します。

記

補助の条件

別記第 7 号様式（第 5 条関係）

令和 第 号
年 月 日

（市町村長） 様

熊本県知事

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業計画
変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年
度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業の計画変更については、熊本県補
助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により承認しましたので、同条第 3 項の規定に
よる準用する同規則第 6 条の規定により通知します。

別記第8号様式（第6条関係）

令和 第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金
交付決定前着手届

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業について、下記のとおり着手したいので、令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金交付要項第6条の規定により届出します。

なお、交付決定前に事業着手し、その後補助金等の内示の取り消しや変更があった場合は異存ありません。

記

- 1 交付決定前着手の理由
（必要に応じて添付書類を提出のこと）

- 2 事業内容

- 3 事業予定期間
着手予定年月日
完了予定年月日

別記第 9 号様式（第 7 条関係）

令和 第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業実績報告書
令和 年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、令和
年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業を実施しましたので、熊本県補
助金等交付規則第 13 条及び令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策
事業補助金交付要項第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えてその実績
を報告します。

記

- 1 事業実績書（別記第 10 号様式）
- 2 収支精算書（別記第 11 号様式）

別記第 10 号様式(第 7 条関係)

事業実績書

1 事業実施場所

2 事業の内容

3 事業の実施方法

4 事業に要する経費

5 経費の内訳

県費 円

市町村費 円

その他 円

6 事業期間

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

別記第 11 号様式(第 7 条関係)

収 支 精 算 書		
1 収入		
区 分	精算額 (円)	備 考
計		
2 支出		
区 分	精算額 (円)	備 考
計		

別記第 12 号様式（第 8 条関係）

令和 第 年 月 日

（市町村長） 様

熊本県知事

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金
交付確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定しました令和 年度
（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業については、熊本県補助金等交付規
則第 14 条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付確定額
金 円

- 2 交付決定額
金 円

別記第 13 号様式（第 9 条関係）

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知のあった令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金交付規則第 16 条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行 支店
直接払	
送金払	

令和 年 月 日

市町村長

熊本県知事 様

別記第 14 号様式（第 9 条関係）

令和 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

市町村長

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金概算払申請書
令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありま
した令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金を下記のとおり
概算払くださるよう熊本県補助金等交付規則第 16 条及び熊本県有害鳥獣被害対
策事業補助金交付要項第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

金 円

事業費	補助金	既概算払受領 済額	今回概算払請 求額	残額
円	円	円	円	円

概算払を必要とする理由

別記第 15 号様式（第 9 条関係）

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和
年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金として、下記の金額を交
付されるよう熊本県補助金交付規則第 16 条及び熊本県有害鳥獣被害対策事業補助
金交付要項第 9 条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
直接払		
送金払		

令和 年 月 日

市町村長

熊本県知事 様

環境生活部長 様

地域振興局長

令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業実績報告書
このことについて、令和 年度（ 年度）熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金交付要項第 10 条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業者の氏名	区 分	事 業 費	補助金確定額	備 考
合 計				

※ 「区分」欄には、「カモ」、「サル」、「タイワンリス」の別を記載すること。
「備考」欄には、捕獲実績を記載すること。